○関東地方整備局告示第九十二号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年三月六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第九十三号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川荒川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年三月六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十七年八月二十七日付け東京府告示第九百三十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○北陸地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月六日　北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　白山都市計画道路事業三・五・四十三号　鶴来本町通り線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県白山市鶴来本町一丁目ワ、鶴来本町二丁目ワ及び鶴来新町レ地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前	A 九・六〇～一二〇・〇〇	一七・四三二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 九・七五～一七六・〇〇	一一・六八八	
	後	A 九・六〇～一二〇・〇〇	一七・四三二	
		B 九・七五～一七六・〇〇	一一・六八八	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	四日市市垂坂町字肱ケ谷一八一一番一から同市山之一色町字穴田五三七番一まで	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月七日十五時

○中部地方整備局告示第三十四号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十七年三月六日　中部地方整備局長　八鍬　隆

名称　国営木曽三川公園

位置　岐阜県羽島市桑原町小薮字中道地先から岐阜県羽島市桑原町小薮字東上野地先まで並びに岐阜県各務原市川島笠田町字村北弥宣山並びに下中屋町字弥平島

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十七年三月六日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日

○近畿地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第七百九十二号橋本都市計画、高野口都市計画、九度山都市計画及びかつらぎ都市計画下水道事業紀の川流域下水道（伊都処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十五年四月三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十五年建設省告示第七百九十二号、平成三年建設省告示第四十六号及び平成六年建設省告示第千百七十四号の事業地のうち、和歌山県伊都郡かつらぎ町大字背ノ山字東田、字東之越、大字窪字前田、字西前、字硲、字大東及び大字萩原字竹ノ下を削除し、同町大字背ノ山字中嶋、大字窪字大川端、字源内島、字下川田、字上川田、大字萩原字前嶋及び字橋ノ下において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし。